資料7

愛知県市長会都市職員採用試験実施協議会規約

（昭和４７年８月１日施行）

（趣　　旨）

第１条　この規約は、県下各都市の新規採用試験の実施を円滑にするため、愛知県市長会都市職員採用試験実施協議会を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

（設　　置）

第２条　愛知県市長会の下部組織として「愛知県市長会都市職員採用試験実施協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、事務は愛知県市長会事務局が行う。

（組　　織）

第３条　この協議会は、愛知県市長会を構成する県下各都市をもって組織する。

（運　　営）

第４条　この協議会の運営は、協議会を組織している県下各都市の人事担当課長がこれにあたる。

（会　　長）

第５条　この協議会に会長を置く。

２．会長は、協議会において、人事担当課長の中から選出する。

３．会長は、協議会を代表し、協議会の議長を務める。

４．任期は、１年とする。ただし、再任をさまたげない。

（事　　業）

第６条　この協議会は、次に掲げる事項を主として行う。

(1)　採用試験の実施に係る各都市間相互の情報交換に関する事項

(2)　その他採用試験の実施に関し必要な事項

（協 議 会）

第７条　協議会は原則として年１回開催する。ただし、必要に応じて臨時会を開くことができるものとする

（その他必要な事項）

第８条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　　則

この規約は、昭和47年８月１日から施行する。

附　　則

この規約は、平成16年４月22日から施行する。